

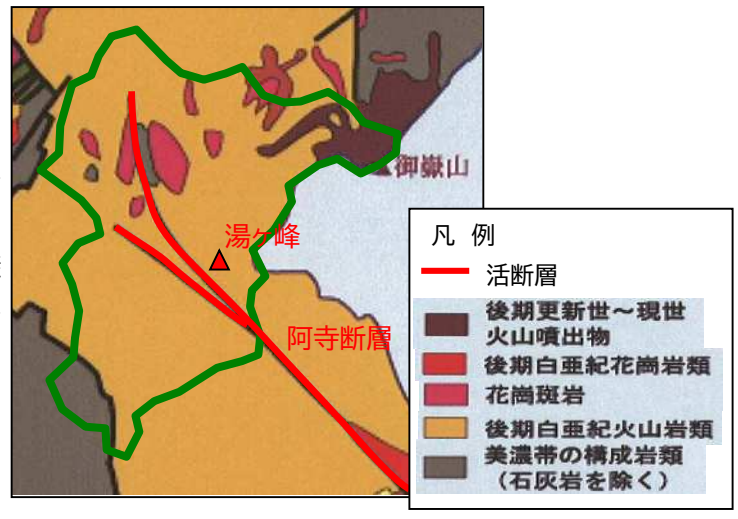
# 6.個別計画

## (7)南飛驒山系砂防総合整備計画

### 【南飛驒山系の特性および課題】

#### 【南飛驒山系全体の特徴】

- 活火山御嶽山が活動し、阿寺断層の影響を受けた湯ヶ峰などの崩壊地が発達している。
- 土砂災害警戒区域に囲まれた下呂温泉には年間100万人以上の観光客が宿泊している。
- 火山噴火対策、観光客を対象とした警戒避難体制、荒廃斜面など土砂災害対策が課題である。
- 人口減少と高齢化が進んでいる。



#### ハード対策の課題

- 火山等荒廃の著しい地域の安全を確保するハード対策が必要。
- 観光地においては、環境と景観に配慮した砂防関係施設の整備が必要。
- 防災上の重点施設(要配慮者利用施設、避難所)等を明確にしたハード対策が必要。
- 流木災害による被害を軽減するために流木災害対策が必要。

#### ソフト対策の課題

- 土砂災害のおそれのある箇所を市民や観光客に明示、周知して警戒避難体制の整備が必要。
- 火山噴火に関する情報を市民や登山客に明示、周知して警戒避難体制の整備が必要。
- 人口が減少し高齢化が進み、孤立化のおそれのある集落に対する警戒避難体制の整備が必要。
- 警戒避難を安全に実施できるように、防災訓練や防災教育の継続的な実施が必要。
- 流木災害を抑制する森林の適正な管理が必要。

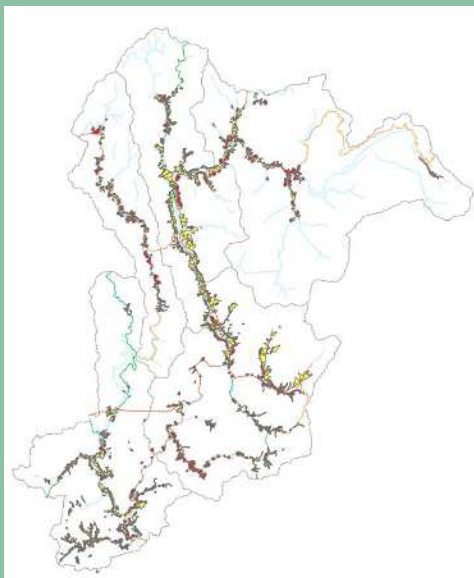
### 下呂市全域

#### 【特性】

- 森林や農地が減少し、住宅地が増加している。
- 土砂災害警戒区域に関わる要配慮者利用施設がある。
- 土砂災害警戒区域に関わる避難所としての公共施設がある。
- 人口減少、高齢化が進む地域があるため安全な避難が困難である。
- 人工林の手入れが十分でない。

#### 【課題】

- 土砂災害警戒区域の周知と新規の開発抑制
- 要配慮者利用施設及び避難所としての公共施設の安全確保
- 土砂災害に対する防災意識の向上
- 森林の適正な管理と流木災害対策の検討



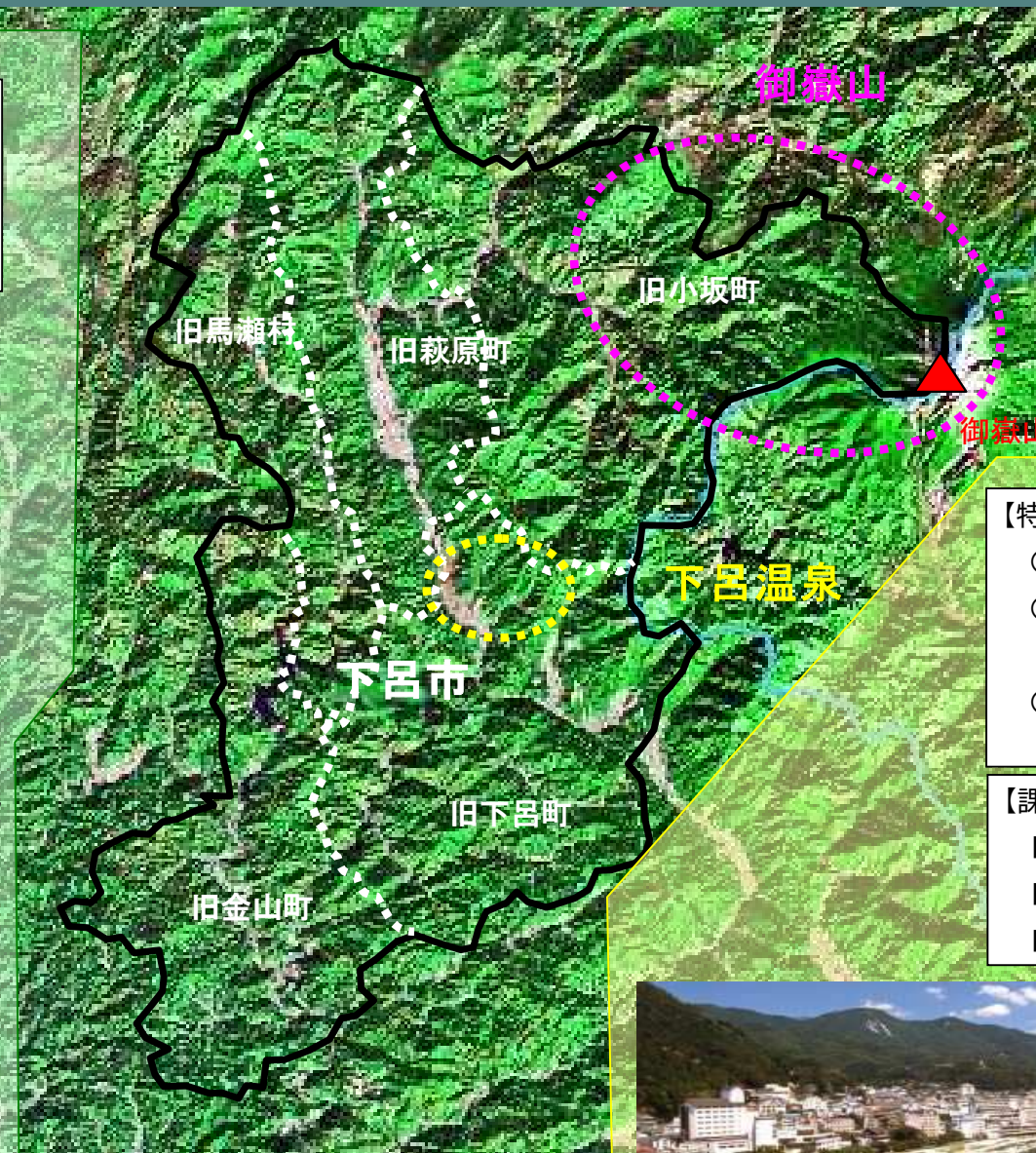
▲土砂災害警戒区域の分布状況



▲山地と河川に挟まれた市街地



▲間伐された人工林



岐阜県ランドサット画像(岐阜県図書館世界分布図センター所蔵)

### 御嶽山周辺地域

#### 【特性】

- 御嶽山は活火山である。

#### 【課題】

- 火山噴火に対する防災意識を向上させるためのソフト対策の構築



▲渓谷に形成された根尾滝



▲御嶽山の溶岩で形成された巖立



▲1979年の御嶽山の噴火 (提供:(株)中部カラー)

### 下呂温泉周辺地域

#### 【特性】

- 阿寺断層、湯ヶ峰崩壊地があり、地震や大雨時に土石流などが起こりやすい。
- 阿多野谷や小川谷では古くから砂防事業が実施され、観光客や市民が憩いの空間として砂防関係施設を利用している。
- 下呂温泉には、年間100万人以上の宿泊客があり、地震や洪水に対する警戒避難体制の整備がされている。

#### 【課題】

- 荒廃斜面・溪流の復旧・保全を含んだ土砂災害対策
- 周辺環境に配慮した砂防関係施設の整備
- 観光客を対象として土砂災害を想定した警戒避難体制の整備



▲下呂温泉街



▲小川谷の溪流保全工




▲湯ヶ峰の山腹崩壊








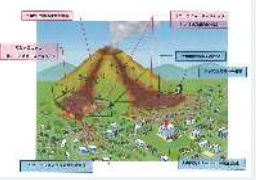




		【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25			
2) 防災教育・学習					
① 小中学生を対象とした土砂災害に関する教育の実施 砂防ボランティア等の協力を得ながら、「総合的な学習の時間」の支援、「出前講座」や「火山学習」の開催など 将来を担う次世代への防災教育、防災学習を行います。		住民・市・県			
② 地元防災リーダーの育成 地域の防災力を向上させるため、地域の防災リーダーを育成します。また、消防団、地域自主防災組織、婦人による防災クラブにおける活動を支援します。特に緊急時に消防団が行う危険箇所の点検で危険と判断される場合は、周辺住民の早期避難ができるよう体制づくりを行います。		住民・市・県			
③ 行政職員・福祉関係者を対象とした勉強会の開催 土木、防災、福祉担当部局などの行政職員および介護保険事業者などの福祉関係者を対象に、土砂災害に関する勉強会を継続的に開催します。		市・県			
④ 適切な避難に向けた防災学習 豪雨時に行政等から提供される情報や自宅周辺での前兆現象を理解し、土砂災害発生の危険性を予測し確実な避難を行うために、日頃から土砂災害や警戒避難に対する知識を高めます。		住民・市・県			
3) 広報活動					
① 土砂災害や砂防事業に関するイベントの開催 土砂災害や砂防事業を身近なものとして、住民に興味を持ってもらえるように、土砂災害防止月間を中心にイベントを開催します。		市・県			
② 土砂災害の伝承 昭和33年、34年や46年に発生した水害や土砂災害の被害状況や被災体験を整理し、後世に語り継がれるようにします。		住民・市・県			
③ 歴史的砂防施設の継承 南飛騨山系では、明治時代より砂防事業に着手し山腹工等を施工しましたが、昭和7年頃には小川谷で石積えん堤も施工し、現在も残存しています。石積えん堤の状況や当時の施工技術を把握して、後世に伝える施設として保全していくかを検討します。		市・県			
昭和7年頃施工した石積えん堤(小川谷) 					

### 3. 土砂災害に対する安全な県土づくり ～土砂災害を未然に防ぐために～

		【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25			
1) 土砂災害特別警戒区域の適正な土地利用への誘導					
① 特定の開発行為に対する許可制による立地抑制 土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可します。		県			
② 建築物の構造規制 土砂災害特別警戒区域においては、居室を有する建築物を新築または改築する際には、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認をします。		県			
③ 既存不適格住宅の移転の支援 土砂災害特別警戒区域内の著しい損傷が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。また、住宅の移転に対して「住宅金融支援機構の融資」、「かけ地近接等危険住宅移転事業」等を活用して支援します。		市・県・国			
 許可制による立地抑制  建築物の構造規制  既存不適格住宅の移転支援					
2) 土砂災害のおそれのある箇所の適正な土砂管理					
1) 砂防関係施設整備による土砂災害発生源の拡大防止					
① 土砂災害発生源箇所および発生のおそれのある箇所における砂防関係施設整備の実施 災害発生予兆時および災害発生時には、緊急に対応をとり、施設を整備します。		県			
					
平成10年 災害復旧状況(「栃洞」下呂市東上田)					
② 下流域での河床の安定化に向けた土砂流出のコントロール 荒廃した山地を源流域に持つ河川では、そこから流れ出す土砂によって河床が上昇し洪水氾濫が発生し、流域全体にわたって大きな被害をもたらします。このような河川においては、上流域で土砂流出をコントロールし、下流域での河床を安定化する必要があります。南飛騨山系では、下呂温泉東部に位置する湯ヶ峰に阿寺断層の影響を受けた大規模な山腹崩壊地が存在し、これらの土砂発生源対策として山腹工やえん堤群、溪流保全工を古くから施工しており、今後も継続して実施します。		県			
③ 流木対策の実施 土砂災害の拡大を防ぐため、治山部局等による森林の適正管理とあわせ、砂防堰堤については、流木を捕捉する機能の高い透過構造を有する施設の整備をします。		県			
④ 環境に配慮した砂防関係施設整備の推進 南飛騨山系では、御嶽山や飛騨川で構成される自然環境、景観に加え、日本三大名泉の下呂温泉に代表される温泉があり、多くの観光客が訪れます。このような自然・社会環境を背景に策定された「溪流環境整備計画」に基づき、雄大な自然景観と豊かな動植物の生息・生育環境を保全し、訪れる人々や市民がやすらげる水辺空間を創出するとともに、土砂災害からの安全を確保するために砂防事業を実施しています。これからも引き続き、周辺の環境に配慮した砂防関係施設整備に努めます。		県			
					
阿多野谷砂防環境整備					

		【整備目標期間】 R5 R10 R15 R25			
2) 砂防指定地等の適正な管理					
① 砂防指定地内行為等の許可制による行為規制 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域内において土砂災害の発生を助長させるような行為は、基準に従ったものに限って許可を行います。		県			
② 砂防指定地等の指定区域を周知する看板の設置 土砂災害の発生のおそれのある土地を知らせるため、法規制区域(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域)、土砂災害警戒区域等に対し、現地に看板を設置します。		県			
③ 不法行為の監視 土砂災害を未然に防止するため、土砂災害の発生を助長させるような不正な行為が行われないように、指定区域を監視します。		住民・市・県			
④ 砂防指定地等区域の追加、見直し 土砂災害を未然に防止するため、砂防指定地等区域の追加指定、見直しを実施します。		県			
⑤ 土砂災害警戒区域の点検 土砂災害から生命・身体をできる限り守るため、土砂災害警戒区域に対し日常的に点検を行います。また、土砂災害防止月間にあわせて、地域住民、市、県が合同で土砂災害警戒区域に対する合同パトロールを実施します。		住民・市・県			
3) 森林の適正な管理					
① 間伐の推進 下呂市では、間伐推進指導員による間伐促進の啓発などにより、災害に強い森林づくりを進めるために国・県の補助事業を活用した間伐を最優先施策として推進します。間伐により伐採された材木の多くが山に放置されている現状のなか、木材搬出の作業効率を高める作業路の高密度化や高性能林業機械の導入等を支援し、間伐材の利用促進を図っていきます。また、「緑の水の子ども会議」を開催し、間伐や枝打ちの体験学習を実施し、防災や森林に関心するようにします。砂防事業では、間伐材の使用に努め、間伐の推進に協力します。		住民・市・県			
② 緊急輸送道路を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に救急活動等に必要となる人員及び物資の輸送ができるよう、砂防関係施設を整備し、緊急輸送道路を保全します。		県			
③ 集落を保全する砂防関係施設整備の実施 災害時に被害が甚大となる集落が、土砂災害警戒区域に存在する箇所を対象に砂防関係施設整備を検討します。		県			
2) 火山噴火対策					
① 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)するため、御嶽山において、関係機関が連携して「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定します。		県・国			
					
▲火山噴火緊急減災対策砂防計画イメージ図					
② 火山噴火対策 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、関係機関が協力して、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備するとともに、雨量計、水位計、地震計、監視カメラなどにより火山活動を監視します。また、緊急時には、ハード対策(護岸の嵩上げ等)とソフト対策(監視・観測機器の設置、リアルタイムハザードマップの作成等)からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施します。		市・県・国			
4) 砂防関係施設の適正な維持管理					
① 岐阜県砂防関係施設長寿命化計画に基づく維持管理の実施 県は、既に整備された砂防関係施設が適切に機能を発揮するように、適正な維持管理を行い機能の確保に努めます。劣化損傷が進行した段階で補修を実施してきた従来の事後保全的な維持管理から、計画的な定期点検による劣化損傷の早期発見及び軽微な段階での補修を実施し、予防保全的な維持管理を図ります。		県			
					
▲砂防えん堤の劣化状況(山之口川(下呂市))					
② 既存砂防えん堤の除石等の実施 県は、既存砂防えん堤の機能が適正に発揮されるよう、既存えん堤の除石や伐採を実施します。また、出水等により異常堆砂がみられた場合は速やかに除石等を実施します。		県			
5) 流域治水(砂防)の推進					
① 土砂・洪水氾濫対策の実施 県は、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域を抽出し、人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえたうえで、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定していきます。		県			
② 流域流木対策の実施 県は、流域全体の流木被害を防止・軽減するため、林野事業と砂防事業が対策の実施に向けて情報共有等連携を図ります。		県			
③ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの実施 県は、市や都市部局と連携し、防災まちづくり(安全な場所への居住)や、ハザードマップの作成・周知、避難訓練、警戒避難体制の整備に対する支援を実施していきます。		市・県・国			